

平成二十五年五月二十三日提出
質 問 第 八 五 号

安倍首相の慰安婦問題に関する「いわばその重たい閣議決定をしたのは初めてであります」と
いう発言に関する質問主意書

提出者 辻元清美

安倍首相の慰安婦問題に関する「いわばその重たい閣議決定をしたのは初めてであります」と

いう発言に関する質問主意書

二〇〇七年三月八日に辻元清美が提出した質問主意書に対して、以下のような答弁を閣議決定している。

「関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話のとおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」（閣議決定1）。

閣議決定1に対し、安倍首相は、二〇一三年二月七日の衆議院予算委員会において以下のように答弁している。「さきの第一次安倍内閣のときにおいて、質問主意書に対して答弁書を出しています。これは安倍内閣として閣議決定したものです。つまりそれは、強制連行を示す証拠はなかったということです。つまり、人さらいのように、人の家に入って行ってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということは、それを示すものはなかったということを明らかにしたわけであり、それまでは、そうだったと言われていたわけですよ。そうだったと言われていたものを、それを示す証拠はなかったということ、安倍内閣においてこれは明らかにしたんです」（傍線1）。

また、同年三月八日の衆議院予算委員会において、辻元清美の質問に対し安倍首相は以下のように答弁している。「質問主意書というのは、皆さんが出されるのは重たいんですよ、閣議決定しますから。（略）いわばその重たい閣議決定をしたのは初めてであります」（傍線2）。

また、同年四月一二日の衆議院予算委員会第四分科会において、山田宏委員の「二〇〇七年三月十六日、辻元議員の質問主意書に対して、当時の第一次安倍内閣が答弁書を閣議決定しております。これは、強制連行を示す記述というものは見当たらないということを、正式に全大臣が署名してやっています。つまり、以前の談話の、いわゆる強制性を示すような文言について、明確に閣議決定をもって否定した。こういうふうには、順序としては、談話と閣議決定ですから、全然重さが違うんですよ。これはこういうふうに見ていいですよ。当時、官房副長官をおやりになっていたんじゃないかと思えますけれども、当時のことも考えていただいで、私はそういうふうに認識をしていますけれども、いかがでしょう」という質問に対し、下村文科相は以下のように答弁している。「おっしゃるとおりでございます」（傍線3）。

一方、一九九七年一月二日に高市早苗議員が提出した質問主意書に対し、政府は以下のような答弁書を閣議決定している。「いわゆる従軍慰安婦問題に関する政府調査においては、発見された公文書等には、

軍や官憲による慰安婦の強制連行を直接的に示すような記述は見られなかった。他方、調査に当たっては、各種の証言集における記述、大韓民国における元慰安婦に対する証言聴取の結果等も参考としており、これらを総合的に判断した結果、政府調査結果の内容となったものである」（閣議決定2）。

従って、以下、質問する。

一 辻元清美が提出した質問主意書に対する答弁書（閣議決定1）より以前に、高市早苗議員が提出した質問主意書に対する答弁書（閣議決定2）が出されていることは事実か。

二 閣議決定1における「関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話のとおりとなったものである」という記述は、閣議決定2における「調査に当たっては、各種の証言集における記述、大韓民国における元慰安婦に対する証言聴取の結果等も参考としており、これらを総合的に判断した結果、政府調査結果の内容となったものである」という記述と同じ政府の見解を示していると解してよいか。

三 閣議決定1における「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」という記述は、閣議決定2における「いわゆる

従軍慰安婦問題に関する政府調査においては、発見された公文書等には、軍や官憲による慰安婦の強制連行を直接的に示すような記述は見られなかった。」という記述と同じ政府の見解を示していると解してよいか。

四 二及び三が同じ政府の見解を示しているのであれば、閣議決定1と閣議決定2は同じ内容を示していると考えてよいか。

五 第一次安倍内閣における閣議決定1は、すでに同じ内容を示した答弁書が過去に閣議決定されており、歴代内閣で初めて閣議決定されたとするのは適切ではないと考えてよいか。

六 その場合は、傍線1・傍線2・傍線3は事実と異なる答弁と考えるがいかかか。

右質問する。